

南大隅町 地域防災計画

地震・津波災害対策編

令和8年3月

南大隅町

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第2節 防災機関の事務及び業務の大綱	3
第3節 町民及び事業所の基本的責務	3
第4節 町の地域特性及び災害特性	3
第5節 災害の想定	4
第1 地震・津波の想定	4
第2 被害の想定	11
第3 地震等防災・減災対策の目標	19
第2章 災害予防	20
第1節 津波災害予防の基本的な考え方	20
第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方	20
第2 過去に遡った津波の想定	20
第3 津波想定に係る留意点	20
第2節 津波災害に強い地域づくり	21
第1 津波災害防止対策の推進	21
第2 土砂災害・液状化等の防止対策	24
第3 防災構造化の推進	25
第4 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	26
第5 公共施設の災害防止対策の推進	27
第6 危険物災害等の防止対策の推進	33
第7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	33
第8 地震・津波防災研究等の推進	34
第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え	35
第1 防災組織の整備	35
第2 通信・広報体制（機器等）の整備	35
第3 地震・津波等観測体制の整備	35
第4 消防体制の整備	36
第5 避難体制の整備	36
第6 救助・救急体制の整備	40
第7 交通確保体制の整備	40
第8 輸送体制の整備	40
第9 医療体制の整備	40

第 10	その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備	40
第 11	複合災害対策体制の整備	40
第 4 節	町民の防災活動の促進	41
第 1	防災知識の普及啓発	41
第 2	防災訓練の効果的実施	42
第 3	自主防災組織の育成強化	43
第 4	町民及び事業者による地区内の防災活動の促進	43
第 5	防災ボランティアの育成強化	44
第 6	企業防災の促進	44
第 7	要配慮者の安全確保	44
第 3 章	災害応急対策	45
第 1 節	活動体制の確立	45
第 1	応急活動体制の確立	45
第 2	情報伝達体制の確立	45
第 3	災害救助法の適用及び運用	45
第 4	広域応援体制	45
第 5	自衛隊の災害派遣	45
第 6	技術者・技能者及び労働者の確保	45
第 7	ボランティアとの連携等	45
第 2 節	初動期の応急対策	46
第 1	地震情報・津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	46
第 2	災害情報・被害情報の収集・伝達	61
第 3	広報	61
第 4	消防活動	63
第 5	危険物の保安対策	63
第 6	水防・土砂災害等の防止対策	64
第 7	避難の指示、誘導	65
第 8	救助・救急	66
第 9	交通確保・規制	67
第 10	緊急輸送	67
第 11	緊急医療	67
第 12	要配慮者への緊急支援	67
第 3 節	事態安定期の応急対策	68
第 1	避難所の運営	68
第 2	食料の供給	68
第 3	応急給水	68
第 4	生活必需品の供与	68
第 5	医療	68
第 6	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	68

第7	動物保護対策	68
第8	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	68
第9	行方不明者の捜索、遺体の処理等	68
第10	住宅の供給確保	69
第11	文教対策	69
第12	義援金・義援物資等の取扱い	69
第13	農林水産業災害の応急対策	70
第4節	社会基盤の応急対策	71
第1	電力施設の応急復旧	71
第2	ガス施設の応急復旧	71
第3	上水道施設の応急対策	71
第4	下水道施設の応急対策	71
第5	電気通信施設の応急対策	71
第6	道路・河川等の公共施設の応急対策	71
第4章	災害復旧・復興	72
第1節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	73
第1	被害が比較的軽い場合の基本的方向	73
第2	被害が甚大な場合の基本的方向	73
第2節	公共土木施設等の災害復旧	73
第3節	計画的復興の進め方	74
第1	復興計画の作成	74
第2	計画策定にあたっての理念	74
第3	防災まちづくり	74
第4節	被災者等の生活再建等の支援	74
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	75
第1節	総則	75
第1	推進計画の目的	75
第2	南海トラフ地震防災対策推進地域及び 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	75
第3	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	75
第4	南海トラフ地震の想定	75
第2節	南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	76
第1	活動体制の確立	76
第2	情報伝達体制の確立	76
第3節	関係者との連携協力の確保	77
第1	資機材、人員等の配備手配	77
第2	他機関に対する応援要請	77
第3	帰宅困難者への対応	77

第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	78
第1	津波からの防護	78
第2	津波に関する情報の伝達等	78
第3	避難対策等	78
第4	消防機関等の活動	79
第5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	79
第6	交通対策	80
第7	町自らが管理等を行う施設等に関する対策	80
第8	迅速な救助	81
第5節	時間差発生等に備えた対応	83
第1	基本的方針	83
第2	平時における対策	86
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	87
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）	87
第5	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）	92
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	94
第7節	防災訓練計画	94
第1	防災訓練の実施	94
第2	総合防災訓練への参加	94
第3	県の助言	94
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	95

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

一般災害対策編第1章第1節第1「計画の目的等」に準ずる。

第2 計画の構成

本計画は、鹿児島県が示す「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を南大隅町が実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、町及び県は、同法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めなければならないこととされてることから、本町においては、本編及び地震・津波災害対策編の第5章に、同計画を位置づけている。

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第2節 防災機関の業務の大綱

第3節 町民及び事業所の基本的責務

第4節 町の地域特性および地震・津波災害特性

第5節 災害の想定

第2章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防の基本的な考え方

第2節 津波災害に強い地域づくり

第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策

第4節 町民の防災活動の促進

第3章 地震・津波災害応急対策

第1節 活動体制の確立

第2節 初動期の応急対策

第3節 事態安定期の応急対策

第4節 社会基盤の応急対策

第4章 地震・津波災害復旧・復興

第1節 公共土木施設等の災害復旧

第2節 被災者の災害復旧・復興支援

第 1 章 総則
第 1 節 計画の目的等

第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

第 2 節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第 3 節 関係者との連携協力の確保

第 4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第 5 節 時間差発生等に備えた対応

第 6 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第 7 節 防災訓練計画

第 8 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1章 総則

第2節 防災関係機関の事務及び業務の大綱～第4節 町の地域特性及び災害特性

第2節 防災機関の事務及び業務の大綱

一般災害対策編第1章第2節「防災機関の事務及び業務の大綱」に準ずる。

第3節 町民及び事業所の基本的責務

一般災害対策編第1章第3節「町民及び事業所の基本的責務」に準ずる。

第4節 町の地域特性及び災害特性

一般災害対策編第1章第4節「町の地域特性及び災害特性」に準ずる。

第5節 災害の想定

地域特性に即した町地域防災計画を策定する前提として、町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

第1 地震・津波の想定

1 趣旨

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きな影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置づけられる。

災害の想定において、鹿児島県は平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から平成25年度までの2か年計画で「地震等災害被害予測調査」を実施している。平成24年度は県で設定した11の震源等ごとに地震・津波の大きさを想定し、県は、平成25年度に国の手法を参考に災害に伴う物的・人的な被害想定等を行っている。

ここでは、これらの想定に基づいて本町における地震・津波災害を想定する。

2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的な被害なども視野に入れた幅広いものとする。

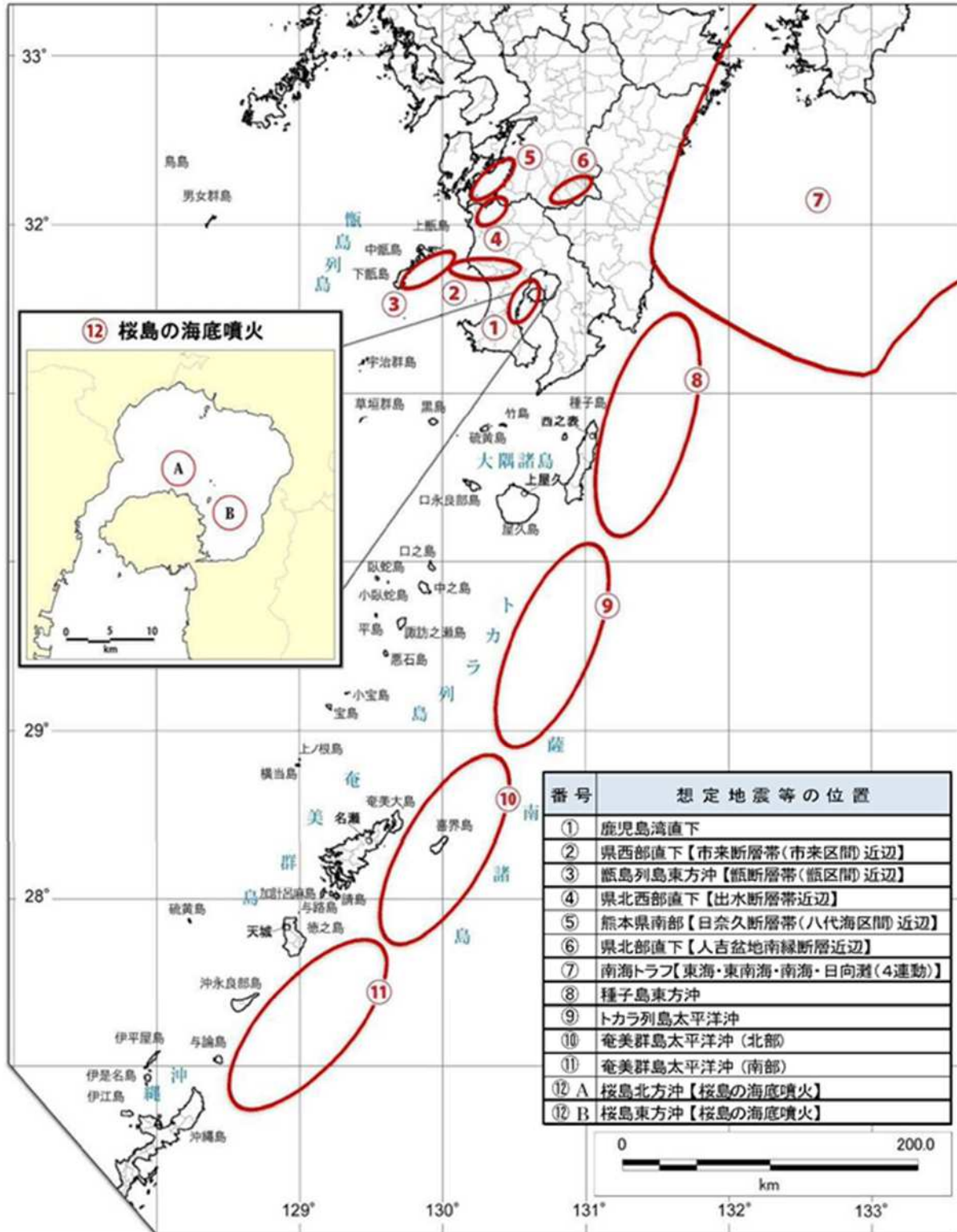
3 想定地震等の考え方

(1) 想定地震等の概要

ア 地震動の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、本町における各想定地震の最大震度は以下のとおりである。

■想定地震等の位置図



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第1章 総則
第5節 災害の想定

■想定震度等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード (M _J)	モーメントマグニチュード* (M _w)	震源断層上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甬島列島東方沖 【甬断層帯（甬区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

※モーメントマグニチュード：

地震は地下の岩盤がずれて起こる。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。

第1章 総則
第5節 災害の想定

「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、本町における各想定地震の最大震度は下表の通りである。

地震動の想定結果で最大震度が最も大きかったのは、震度6弱の「種子島東方沖」、次いで、震度5強の「トカラ列島太平洋沖」、震度5強の「南海トラフ（西側ケース）」という結果となった。

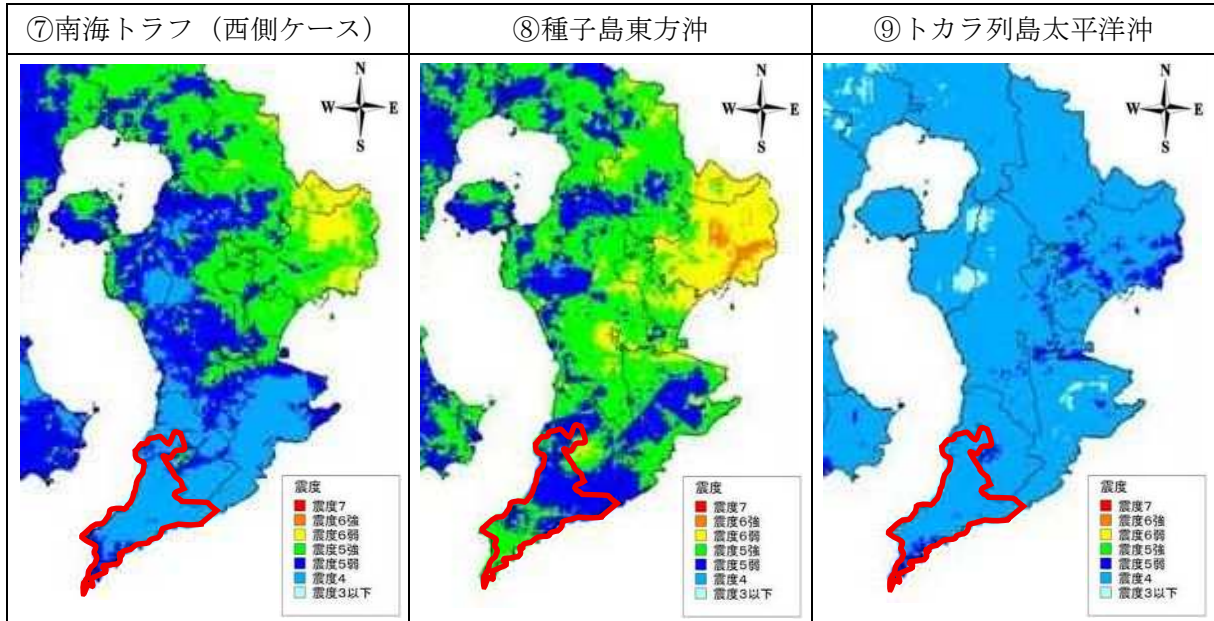
この3つの震源を本町における想定地震とする。

■南大隅町における想定地震ごとの最大震度

番号	想定地震等の位置	南大隅町 最大震度
①	鹿児島湾直下	5弱
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	4
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯（甕区間）近辺】	4
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	3
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	3
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	3
⑦	南海トラフ【基本ケース】	5強
	〃 【東側ケース】	5弱
	〃 【西側ケース】	5強
	〃 【陸側ケース】	5強
⑧	種子島東方沖	6弱
⑨	トカラ列島太平洋沖	5強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	4
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	3

第1章 総則
第5節 災害の想定

■震度分布図



イ 津波の想定

内閣府は平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編」において、津波断層モデルを11ケース設定している。本町へ最も被害を及ぼすと予想できるのは、南海トラフ（CASE11）の場合で町の津波到達時間は、津波高1mで39分となっており、最大津波高は6.62T.P.mで、51分で到達する。

■津波到達時間・津波高

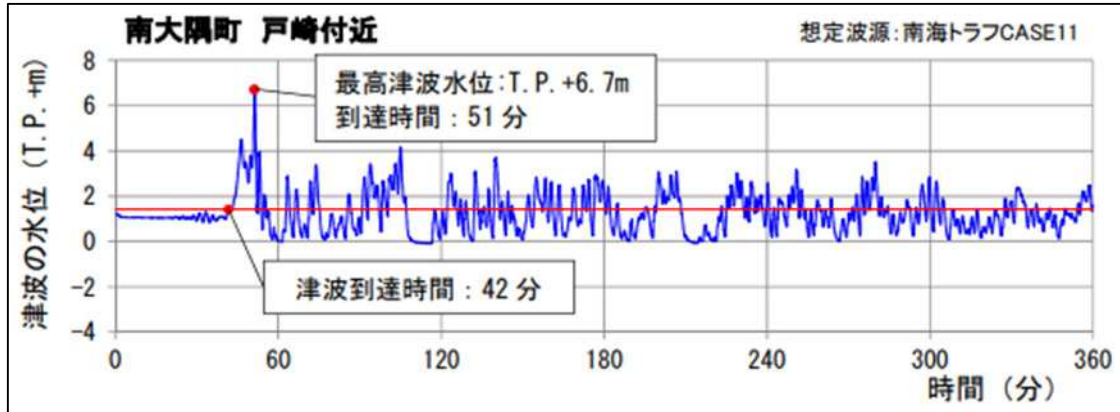
	津波の高さ +1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)
南海トラフ CASE11	39	51	6.62
種子島東方沖	27	71	4.73
トカラ列島 太平洋沖	41	78	3.79

南大隅町における津波の想定で、最大津波高が最も高いのは「南海トラフCASE11」という結果となった。

これを踏まえた「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、南大隅町域の海岸を8つに区分し、津波浸水想定図を作成している。

《資料編 2-9 津波浸水想定区域図》

■時刻歴波形



資料：津波浸水想定（平成26年9月公表）

地震動に関しては、ア 地震動の想定に示した「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースによる本町への影響が特に大きいと考えられる。

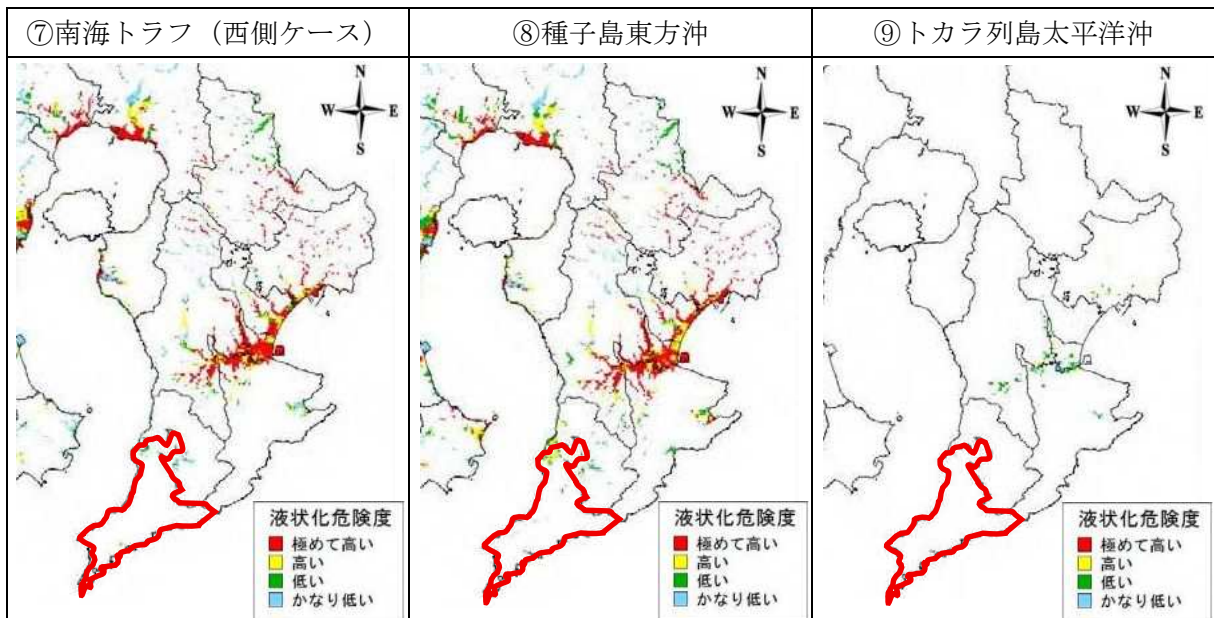
津波に関しては、上記の通り「南海トラフCASE11」による本町への被害が大きいと想定される。

したがって、次の次項以降は、「南海トラフ西側ケース（津波：CASE11）」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースを取り上げて、その影響を比較する。

ウ 液状化危険度の判定

「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、南大隅町は「種子島東方沖」において、液状化可能性「中」の区域がある。

■液状化危険度分布図

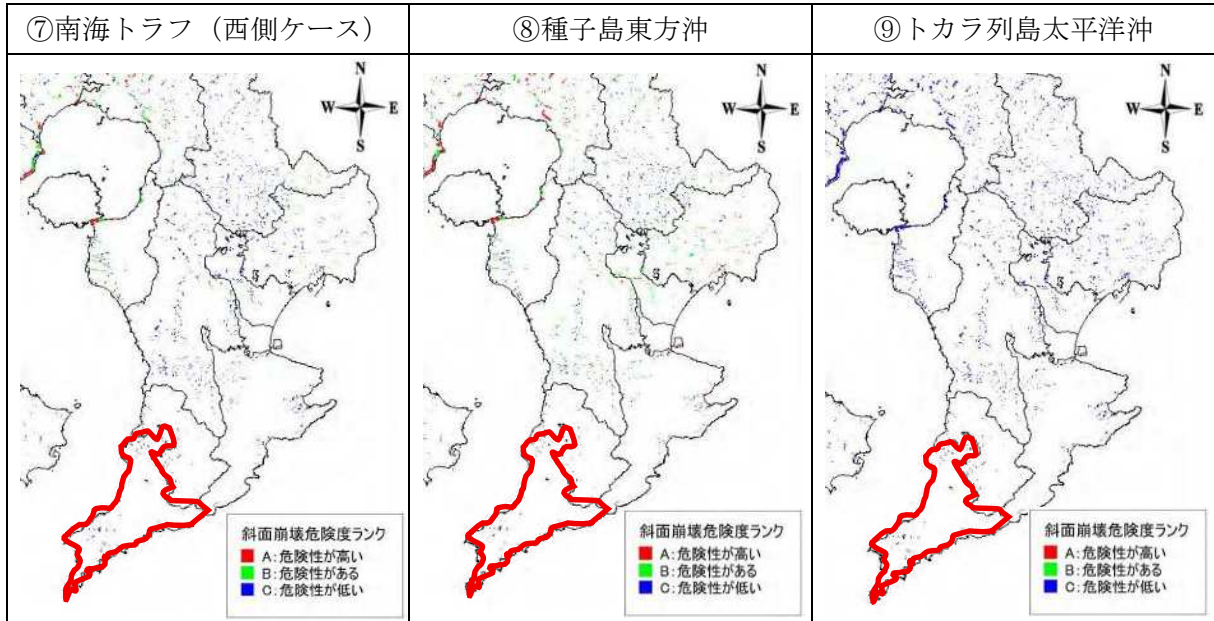


第1章 総則
第5節 災害の想定

エ 斜面崩壊危険度の判定

県は、「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」により斜面崩壊危険度ランクを指定している。本町は、斜面崩壊危険度ランクの「危険性が低い」地域が多々みられるが、降雨や地震などの状況変化により危険性が高まる場合がある。

■斜面崩壊危険度分布図



第2 被害の想定

1 被害想定的前提条件

- ・季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- ・風速は、町の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- ・避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは以下のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺等、滞在者が多数存在する。 ・道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※被害想定 of 注釈について

<p>次項から示す被害の想定は、県が実施し公表している、「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」の内容に基づき整理している。</p> <p>各項目に共通の注釈を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・-：わずか ・被害想定 of 数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。 ・堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。 <p>出典：平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査</p>
--

第1章 総則
第5節 災害の想定

2 被害想定概要

(1) 全壊、焼失棟数

全壊、焼失棟数の想定結果

(夏・昼12時) (冬・夕18時)

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
種子島東方沖	170	—	—	20	0	180

(2) 半壊棟数

半壊棟数の想定結果

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計
種子島東方沖	520	40	—	30	590

3 屋外転倒、落下物の発生

(1) ブロック塀等倒壊件数

ブロック塀等倒壊件数の想定結果

塀件数			
ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
870	190	190	1,200

想定地震	倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
種子島東方沖	60	40	10	110

(2) 自動販売機転倒台数

自動販売機の転倒台数の想定結果

想定地震	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
種子島東方沖	370	—

(3) 屋外落下物が生じる建物棟数

屋外落下物が発生する建物棟数の想定結果

想定地震	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
種子島東方沖	—	—

第1章 総則
第5節 災害の想定

4 人的被害想定

(1) 死者数

死者数の想定結果

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物 倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋 内転倒物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販売 機等の転倒、 屋外落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	0	0	0	40	-	0	40

(2) 負傷者数

負傷者数の想定結果

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物 倒壊	(うち屋内収容 物移動・転倒 (屋内転倒 物)、屋内落下 物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販 売機等の転 倒、屋外落 下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波： CASE11)	-	-	0	20	-	-	20

(3) 重症者数

重傷者数の想定結果

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物 倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋 内転倒物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販売 機等の転倒、 屋外落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	-	-	0	10	-	-	10

第 1 章 総則
第 5 節 災害の想定

(4) 建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者）

「平成 26 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者）は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害がわずかという結果となっている。

(5) 津波被害に伴う要救助者数・要搜索者数

津波被害に伴う要救助者数・要搜索者数の想定結果

(夏・昼12時)

想定地震	要救助者数	要搜索者数
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	10	50
種子島東方沖	10	20

5 ライフライン施設の被害想定

(1) 上水道被害（断水人口）

上水道の想定結果

想定地震	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
種子島東方沖	8,600	350	4	310	4	170	2	30	—

※断水率は町の給水人口に占める断水人口の割合。

(2) 下水道被害（支障人口）

「平成 26 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、下水道の被害は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害が出ない結果となっている。

(3) 電力被害（停電軒数）

電力の想定結果

想定地震	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	5,800	20	—	20	—	20	—	20	—

※停電率は町の電灯軒数に占める停電軒数の割合。

第 1 章 総則
第 5 節 災害の想定

(4) 通信被害（固定電話不通回線数）

固定電話の想定結果

想定地震	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
		不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	4,000	30	1	20	—	20	—	20	—

※不通回線率は町の回線数に占める不通回線数の割合。

※回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。

(5) 通信障害（携帯電話不通ランク）

携帯電話の想定結果

想定地震	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	1	—	1	—	1	—	1	—

※回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。

(6) ガス被害（供給停止戸数）

「平成 26 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、ガスの供給停止戸数は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」ともに被害がでない結果となっている。

6 交通施設被害

(1) 道路施設被害箇所

道路の想定結果

想定地震	津波浸水域	津波浸水域外	合計
種子島東方沖	—	10	10

第1章 総則
第5節 災害の想定

(2) 港湾・漁湾係留施設被害箇所数

港湾・漁港の想定結果

想定地震	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
種子島東方沖	—	—	30	10

(3) 被災防波堤延長

港湾・漁港の防波堤の想定結果

想定地震	防波堤延長 (m)	被災防波堤延長 (m)
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	3,200	270

7 生活支障の被害想定

(1) 避難者数 (最大風速)

避難者の想定結果

(夏・昼12時)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者			避難者		
		避難所	避難所外		避難所	避難所外
種子島東方沖	320	200	120	310	180	130

想定地震	被災1か月後		
	避難者		
		避難所	避難所外
種子島東方沖	320	100	220

(2) 帰宅困難者の想定

「平成26年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、外出者数2,300人に対して、帰宅困難者は180人となっている。

外出者(就業者・通学者)数	帰宅困難者数
2,600	180

第1章 総則
第5節 災害の想定

(3) 物資需要量 (最大風速)

物資需要量の想定結果

(夏・昼12時)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
種子島東方沖	720	940	400	640	500	360
想定地震	被災1か月後					
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)			
種子島東方沖	350	90	190			

8 災害廃棄物等の想定

(1) 災害廃棄物発生量 (最大風速)

災害廃棄物の想定結果

想定地震	災害廃棄物 (万トン)			災害廃棄物 (万m ³)		
	災害 廃棄物	津波 堆積物	計	災害 廃棄物	津波 堆積物	計
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	—	10～10	10～10	—	—～10	—～10

9 その他の想定

(1) エレベーター閉じ込め者数

エレベーター閉じ込め者数の想定結果

(夏・昼12時)

想定地震	閉じ込めにつながる エレベーター停止建物棟数 (棟)			閉じ込めにつながる エレベーター停止台数 (台)		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
種子島東方沖	—	0	—	—	0	—

想定地震	エレベーター閉じ込め者数 (人)		
	事務所	住宅	合計
種子島東方沖	—	0	—

第1章 総則
第5節 災害の想定

(2) 孤立する可能性のある集落数

孤立する可能性のある集落数

想定地震	農業集落		漁業集落	
	孤立に至る 条件に該当する 集落数	孤立する 可能性のある 集落数	孤立に至る 条件に該当する 集落数	孤立する 可能性のある 集落数
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	4	0	6	2

10 被害額の想定

(1) 資産等の被害額（最大風速）

(夏・昼12時) (冬・夕18時) (単位：億円)

想定地震	建物	資産	ライフライン			
想定地震	上水道	下水道	電力	通信 (電話)	ガス	
種子島東方沖	110	30				
種子島東方沖	—	0	—	—	0	
想定地震	交通					
想定地震	道路	鉄道	港湾 漁港	その他の 公共土木施設		
種子島東方沖	—	0	20	10		
想定地震	土地	災害 廃棄物				合 計
	農地					
種子島東方沖	—	20				200

第3 地震等防災・減災対策の目標

1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備える必要がある。

2 減災目標

- ・地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・津波による死者数をゼロにする。

3 取組の方向性

- ・「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、町民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。
- ・町の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・町、県、関係機関、町民等が一体となって取り組む。

第2章 災害予防

本章は、大規模な地震又は地震による津波が発生することを想定し、事前における予防等を定めて、地震又は地震による津波の被害及びその続発火災による被害を軽減し、町民の安全を図るものである。

第1節 津波災害予防の基本的な考え方

町及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、そのための町民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

町及び県は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。

第3 津波想定に係る留意点

町及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、本町は「一般災害対策編第4章第5節 火山災害対策」にあるように、海底火山の噴火による津波の影響も懸念されており、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2節 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備したりすることが基本となる。本節では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1 津波災害防止対策の推進

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

1 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

イ 町及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、統合的な施設整備に努める。

ウ 町及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

エ 町及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

《資料編 2-15 津波災害マップ》

オ 町及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

カ 町及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

第2章 災害予防

第2節 津波災害に強いまちづくり

キ 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

ク 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

ケ 町は、町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

《資料編 3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧》

コ 町長は、町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

サ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

シ 町及び県は、最大クラスの津波に対して、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

ス 町及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

セ 町及び県は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

ソ 町及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(2) 避難関連施設の整備

ア 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

イ 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

ウ 町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

第2章 災害予防
第2節 津波災害に強いまちづくり

エ 町及び県は、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

オ 町及び県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(3) 建築物の安全化

ア 町、県及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 町及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

ウ 町及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

2 津波災害の防止対策

(1) 海岸保全施設の整備方策

町及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、『鹿児島海岸保全基本計画』に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

(2) 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町及び県は、従来 of 台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 津波危険の把握

町は、沿岸地域ごとに以下の内容を踏査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況や堅牢度等調査
- (4) 避難場所以外の津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

(1) 避難の指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸町民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第3節 第2「通信・広報体制の整備」参照）

(2) 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、町は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸町民の自主的な避難が可能な即応体制を整備する。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は、第3節第5「避難体制の整備」参照）

5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

(1) 各種広報媒体を活用した津波広報

町及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、町民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は、第4節第1「防災知識の普及・啓発」参照）

(2) 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、町民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

(3) 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い町は、地域の実情に応じて津波の発生を想定し、町民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2 土砂災害・液状化等の防止対策

本町は、地形・地質条件から、土石流、急傾斜地の崩壊、斜面災害、液状化等の被害を受け易く、地震時においても土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

1 土砂災害の防止対策

(1) 土砂災害防止事業の推進

一般災害対策編第2章第1節第1「1 土砂災害の防止対策」に準ずる。

2 液状化災害の防止対策

(1) 法令遵守の指導

町及び県は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令事態の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

(2) 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。したがって、今後、町及び県は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

ア 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

イ 構造的対策の推進

町・県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(3) 液状化対策手法の周知

町及び県は、これまで、液状化対策に関し町民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、町民や関係方面への周知に努める。

3 農地災害等の防止対策

町は、県と連携を図りながら、被災した場合の影響が多い防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策に必要なものはその整備に努める。

また、町及び県は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

《資料編 2-17 辺田別府池ハザードマップ》

4 宅地被害の防止対策

町及び県は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、町民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のため啓発等に努める。

第3 防災構造化の推進

一般災害対策編第2章第1節第3 「防災構造化の推進」に準ずる。

第4 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の崩壊、焼失棟の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき定める「南大隅町建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1 公共施設及び防災拠点施設の耐震診断・耐震改修の促進等

（1）公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

町及び県の庁舎や消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町及び県は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町及び県は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

（2）液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町及び県は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

（1）町民等への意識啓発

町及び県は、町民に対し、以下の意識啓発を実施する。

ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施したりすることにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

ウ 一般に対する指導啓発内容

- (ア) 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- (イ) 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- (ウ) がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- (エ) コンクリートブロック造りの堀等の安全対策の推進

(2) 特殊建築物等の安全性の確保

ア 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

イ 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施。)において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが津波や地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の災害防止

(1) 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進する。

- ア 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- イ 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- ウ 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- エ 浄水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- オ 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進

第2章 災害予防
第2節 津波災害に強いまちづくり

- カ 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
 - キ 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
 - ク 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
 - ケ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進
- (2) 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進
- 被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

2 下水道施設の災害防止

- (1) 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進
- 下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。
- ア 耐震性の劣る配管から、柔軟で外力を分散させる構造への敷設替え推進
 - イ 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修
 - ウ 広域的なバックアップ体制の推進
 - エ 処理場等の耐震化・停電対策の推進
- (2) 集中監視システムの活用
- 各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

3 電力施設の災害防止

- (1) 電力設備の地震・津波災害予防措置
- 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。
- ア 水力発電
- 土木設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。
- イ 送配電設備
- 架空電線路…電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
- 地中電線路…終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
- ウ 変電設備
- 機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。

第2章 災害予防

第2節 津波災害に強いまちづくり

エ 配電設備

架空配電線路…電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路…地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

オ 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

カ 建物及び構築物（業務設備を含む）

建築基準法等により耐震設計を行う。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

イ 通信絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。
- ・断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

(5) 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、町、県及び国が実施する防災訓練には積極的に参加する。

4 ガス施設の災害防止

(1) ガス施設の地震・津波防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設や導管の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

ア ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。

各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

イ 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配置するよう計画する。

(2) ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

ア 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

イ 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

ウ 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努め、緊急措置ブロックの形成を推進する。

エ 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(3) 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

5 通信施設の災害防止

(1) 電気通信設備等の耐震性等の確保（防災設計による）

NTT西日本株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

ア 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（交換局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

第2章 災害予防
第2節 津波災害に強いまちづくり

- イ 通信用機器の耐震化
局舎内に設置する交換機等の通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するための必要な耐震措置を行う。
 - ウ 非常用予備電源の確保・整備
非常用予備電源として、蓄電池・発電機を常備する。
 - エ 交換局・基地局等の耐震性等の強化
基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。
- (2) 通信設備の確保
- ア 架空ケーブルの地下埋設化
架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は地下埋設化を推進する。
 - イ 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強
橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。
 - ウ 局間地下ケーブルの経路の分散化
電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。
 - エ 通信サービス実施体制の整備
災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。
 - (ア) 回線の切替え措置方法
 - (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源者の運用方法
 - (ウ) 重要局所被災時の措置方法
 - (エ) 災害対策用電話回線の作成
 - (オ) 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）
- (3) 災害対策用機器・資機材の整備
- ア 各種無線機
通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車を配備する。
 - イ 大容量可搬型交換局装置等
局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局設置等を主要地域に配備する。
 - ウ 移動電源車
移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中断所等を対象に配備する。
 - エ 非常用電源の確保
台風等の災害時における長時間停電に対し、通信電源を確保するため非常用電源の配備を進める。

(4) 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、町及び地方自治体が発行する防災演習には積極的に参加する。

(5) 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、自社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

6 道路・橋梁の災害防止

(1) 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町・国・県等の各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

ア 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

イ 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

ウ 道路冠水危険箇所の周知等

道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

エ 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

(3) 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

7 港湾・漁港施設の災害防止

(1) 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

(2) 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

第6 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

1 危険物災害の防止

(1) 危険物施設の保安監督・指導

町及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 ガス施設の災害防止

(1) ガス保安施設の監督・指導

町及び県は、高圧ガス保安法等の規制を受けるガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年～平成27年度）に引き続き、第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年～平成32年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を、県下全域において重点的・計画的に推進する。

町は県と連携し、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

第2章 災害予防
第2節 津波災害に強いまちづくり

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (12) 砂防設備、森林保安施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 急護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第8 地震・津波防災研究等の推進

町、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本節では、このような地震・津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1 防災組織の整備

地震・津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ確かな災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

その他の項目は、一般災害対策編 第2章第2節第1「防災組織の整備」に準ずる。

第2 通信・広報体制（機器等）の整備

一般災害対策編 第2章第2節第2「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第3 地震・津波等観測体制の整備

地震・津波等による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

1 地震・津波等観測体制の整備

(1) 鹿児島地方気象台における地震・津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

ア 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、津波観測施設や地震計などを適切に整備配置し、津波や地震の観測を実施するとともに、関係行政機関、町、県等と協力して観測体制の充実に努める。

第2章 災害予防
第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え

イ 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

ウ 津波や地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等津波や地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

(潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照)

(2) 主要関係機関における地震・津波等観測体制の整備

町、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、気象庁等が設置している現有施設の十分な活用を行うとともに、必要に応じて地震計、自記雨量計、自記水位計等の設置を検討する。

また、町及び県は、迅速な津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

2 気象情報自動伝達システムの活用

町は、県及び国土交通省九州地方整備局等と連携し現有施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

3 震度情報ネットワークシステムの活用

町、消防庁、県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4 消防体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第4「消防体制の整備」に準ずる。

第5 避難体制の整備

地震・津波災害時においては、町民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、地震・津波避難に関する計画や地震・津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係町民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

1 安全に避難するための計画の策定

(1) 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される町においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画を検討するにあたって、国のマニュアルや津波避難計画を策定するための指針等を参考とする。

ア 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを

第2章 災害予防

第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え

実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。

イ 津波避難計画の検討に当たっては、町民、自主防災組織、NPO法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。

ウ 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。

エ 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

オ 津波避難計画において定めるべき事項は、おおむね以下のとおりとする。

(ア) 津波浸水予想地域、津波到達時間

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難先（避難目標地点、避難場所）及び避難路

(エ) 避難困難地域

(オ) 初動体制

(カ) 津波情報の収集・伝達

(キ) 高齢者等避難・避難指示の発令

(ク) 津波防災教育・啓発

(ケ) 津波避難訓練の実施

(コ) その他留意点

(2) 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

(3) 避難誘導體制

ア 町及び県は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

イ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

ウ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 町及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難場所及び避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備について検討を行う。

また、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

イ 指定避難所等

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

第2章 災害予防
第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え

(2) 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において、救護施設、防水、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(3) 避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

3 地域における避難体制の整備

一般災害対策編第2章第2節第5「2 地域における避難体制の整備」に準ずる。

4 広域避難体制の整備

一般災害対策編第2章第2節第5「3 広域避難体制の整備」に準ずる。

5 各種施設における避難体制の整備

一般災害対策編第2章第2節第5「4 各種施設における避難体制の整備」に準ずる。

6 避難所の収容・運営体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第5「5 避難所の収容・運営体制の整備」に準ずる。

第6 救助・救急体制の整備

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

一般災害対策編 第2章第2節第6「救助・救急体制の整備」に準ずる

第7 交通確保体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第7「交通確保体制の整備」に準ずる。

第8 輸送体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第8「輸送体制の整備」に準ずる。

第9 医療体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第9「医療体制の整備」に準ずる。

第10 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第10「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第11 複合災害対策体制の整備

一般災害対策編 第2章第2節第11「複合災害対策体制の整備」に準ずる。

第4節 町民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本節では、このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、地震・津波発生時における町民の心得及び避難所の周知は、平素からあらゆる機会をとらえて町民に徹底させる。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとられることのないように留意する。

1 町民に対する防災知識の普及啓発

(1) 基本的な考え方

ア 町及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 町及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、町民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

(ア) 避難行動に関する知識

- a 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- c 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- d 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- e 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

第2章 災害予防
第4節 町民の防災活動の促進

- f 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど
- (イ) 津波の特性や津波に関する知識
- a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - b 第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
 - c 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性、海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性など
- (ウ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (エ) 津波警報等の発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- (オ) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること
- (カ) 津波に関する想定・予測の不確実性
- a 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - b 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど
- (キ) 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること
- (2) 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発
- 一般災害対策編 第2章第3節第1「1 (1) 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発」
- (3) 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発
- 一般災害対策編 第2章第3節第1「1 (2) 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発」に準ずる。
- (4) 災害教訓の伝承
- 一般災害対策編 第2章第3節第1「1 (3) 災害教訓の伝承」に準ずる。

2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

一般災害対策編 第2章第3節第1「2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施」に準ずる。

第2 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、町民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

1 防災訓練の目標・内容の設定

一般災害対策編 第2章第3節第2「1 防災訓練の目標・内容の設定」に準ずる他、訓練の内容に、緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練を考慮する。

2 訓練の企画・準備

一般災害対策編 第2章第3節第2「2 訓練の企画・準備」に準ずる。

3 訓練の方法

一般災害対策編 第2章第3節第2「3 訓練の方法」に準ずるほか、防災訓練にあたっては、津波や地震及び被害の想定を明らかにして実施する。

4 訓練結果の評価・総括

一般災害対策編 第2章第3節第2「4 訓練結果の評価・総括」に準ずる。

第3 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

地震時には、多発する火災のため消防力が不足し、全出火場所に出動することは不可能である。そこで一時的には、自治会単位の自主防災組織等によって消火することを期待しなければならない。

このため、町民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

1 地域の自主防災組織の育成強化

一般災害対策編 第2章第3節第3「1 地域の自主防災組織の育成強化」

2 防災リーダー等の育成強化

一般災害対策編 第2章第3節第3「2 防災リーダー等の育成強化」に準ずる。

3 事業所の自主防災体制の強化

一般災害対策編 第2章第3節第3「3 事業所の自主防災体制の強化」に準ずる。

第4 町民及び事業者による地区内の防災活動の促進

一般災害対策編 第2章第3節第4「町民及び事業者による地区内の防災活動の促進」に準ずる。

第5 防災ボランティアの育成強化

一般災害対策編 第2章第3節第5 「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第6 企業防災の促進

一般災害対策編 第2章第3節第6 「企業防災の促進」に準ずる。

第7 要配慮者の安全確保

一般災害対策編 第2章第3節第7 「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

第1 応急活動体制の確立

地震・津波発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。本節では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

1 町の応急活動体制の確立

(1) 町の応急活動体制

地震・津波災害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、地震情報や津波警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

その他については、一般災害対策編 第3章第1節第1「1 町の応急活動体制の確立」に準ずる。

(2) 町の動員配備体制

一般災害対策編 第3章第1節第1「2 動員配備体制」に準ずる。

第2 情報伝達体制の確立

一般災害対策編 第3章第1節第2「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編 第3章第1節第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4 広域応援体制

一般災害対策編 第3章第1節第4「広域応援体制」に準ずる。

第5 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編 第3章第1節第5「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6 技術者・技能者及び労働者の確保

一般災害対策編 第3章第1節第6「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7 ボランティアとの連携等

一般災害対策編 第3章第1節第7「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第2節 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本節では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1 地震情報・津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、町、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

(1) 津波及び地震に関する情報の発表

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 地震情報

気象庁が発表する地震情報を示す

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない) 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	<p style="text-align: center;">以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	<p style="text-align: center;">国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

ウ 大津波警報、津波警報、津波注意報

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等で発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を数分内に求めることが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という定性的表現で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

(イ) 津波警報等の留意事項等

- a 震源が陸地に近い場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始。
- b 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- c 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表。 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

■最大波の観測地の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■最大波の観測地及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(イ) 津波情報の留意事項

- a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- c 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- d 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

オ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■津波予報の発表基準と発表内容

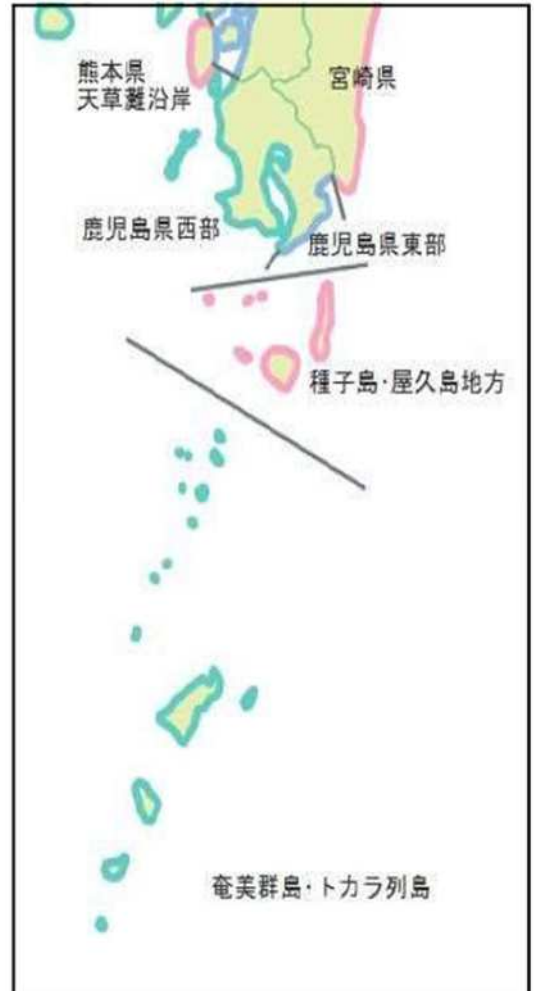
情報の種類		内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

■鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県(西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県(奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市、始良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村



第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

カ 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は下表のとおり。

■南海トラフ地震に関する情報の情報名及び情報発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 次の4つのキーワードが付記され発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

気象庁 震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計がおかれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。
また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったりする場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりした場合に変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。









第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(注1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(注3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

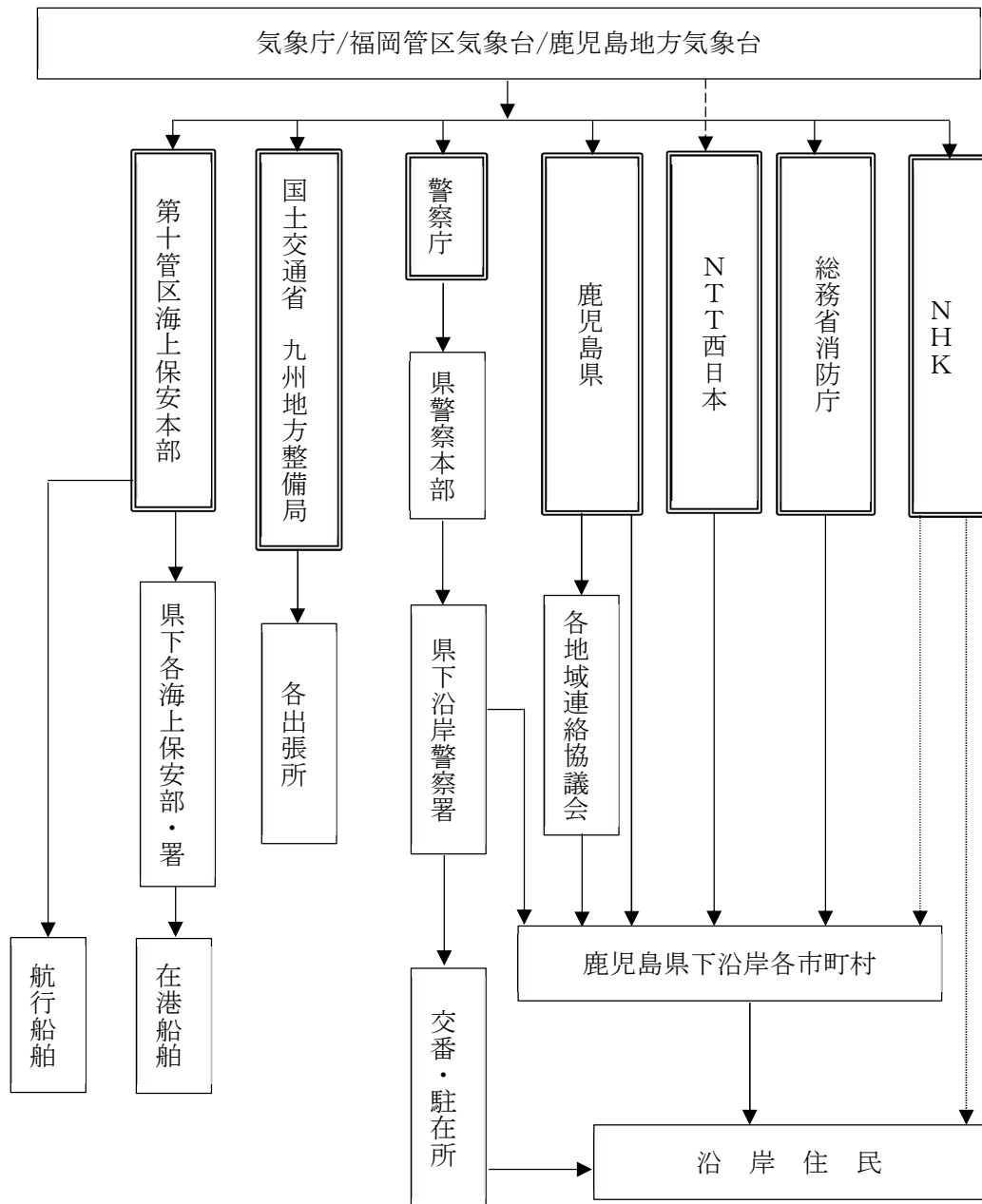
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 地震・津波情報等の受信・伝達

(1) 地震・津波情報等の伝達系統

ア 津波警報等の伝達系統

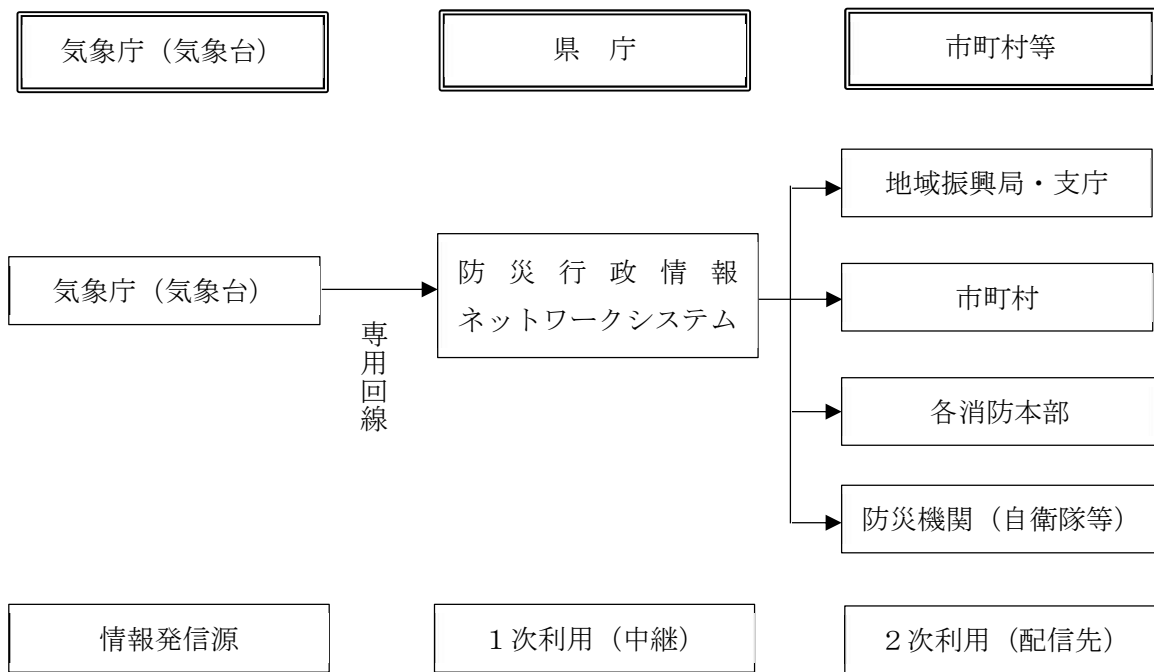


第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

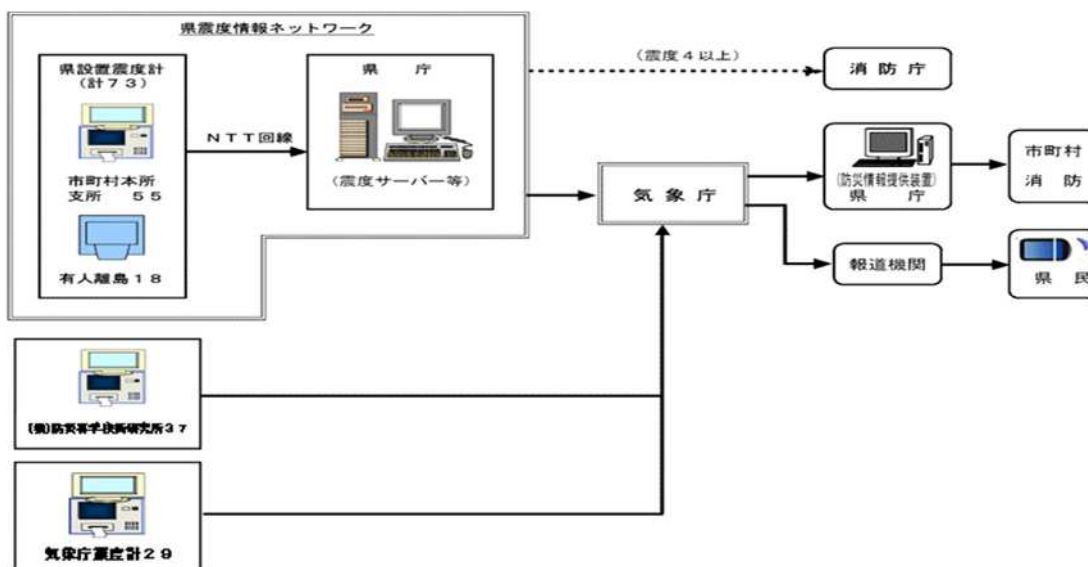
イ 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、気象情報自動伝達システムによる地震情報伝達系統と、県内73箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統による。

■気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



■地震情報伝達系統



第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策

(2) 地震・津波情報等の受信・伝達

ア 気象情報自動伝達システムの活用

町は、県により津波や地震に関する各種情報が自動的に町・消防本部に防災情報ネットワークシステムで送信される気象情報自動伝達システムを活用し、災害発生時の警戒体制の確立に努める。

また、町は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び町民等（特に要配慮者）へ伝達する。

イ 震度情報ネットワークシステムの活用

町は、県から震度情報等の情報を収集し、町民に対して情報提供を行う。

3 津波等に対する自衛措置伝達

(1) 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要を認めるときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

ア 町民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

イ 町の対応

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得たりして、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

■津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示等の基準（例示）

	基 準	対 応
津波危険地域に対する避難の指示	避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合 (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	大津波警報・津波警報では率先避難対象地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難指示） ※津波注意報では避難指示の対象となる地域は海岸（海辺）全域とする。

(2) 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、町は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

第3章 災害応急対策

第2節 初動期の応急対策

ア 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

イ 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2 災害情報・被害情報の収集・伝達

一般災害対策編 第3章第2節第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる他、次について対策を行う。

1 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において、報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

(2) 町から国・県への報告

県は、震度4以上を把握した市町村から被害概況に関する報告を受ける。

災害の規模の把握のための町から国・県等への報告は以下を目標に行う。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

(ア) 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

(イ) 勤務時間内（津波等発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

津波等の発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

津波等の発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

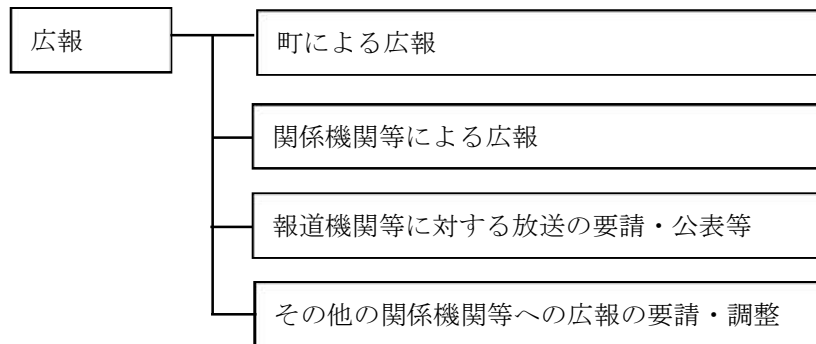
エ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

第3 広報

地震・津波災害に際して、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町、県、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第3章 災害応急対策
第2節 初動期の応急対策



1 町における広報

(1) 広報内容

地震・津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と町民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難指示等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

ア 津波浸水想定区域にいる町民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

町の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続きのために、時間を浪費しないよう特に留意する。

イ 地震発生直後及び津波警報発表後の広報

町及び県は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、町民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 出火防止、初期消火の喚起・指示
- (イ) 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示
- (ウ) 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (エ) 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

ウ 津波警報等発表後、事態が落ち着いた段階での広報

町及び県は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (イ) 地区別の避難所
- (ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、告知放送から情報を入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 広報及び情報等の収集要領等

一般災害対策編 第3章第2節第3「1 (1) エ 情報収集」に準ずる。

(2) 広報手段

一般災害対策編 第3章第2節第3「1 (2) 広報手段」に準ずる。

2 関係機関等による広報

一般災害対策編 第3章第2節第3「2 関係機関等による広報」に準ずる。

3 報道機関等に対する放送の要請・公表等

一般災害対策編 第3章第2節第3「3 報道機関に対する放送の要請・公表等」に準ずる。

4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

一般災害対策編 第3章第2節第3「4 その他の関係機関等への広報の要請・調整」に準ずる。

第4 消防活動

地震・津波災害時においては、都市地域を中心に火災が予想されるため、町・消防機関を中心に町民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

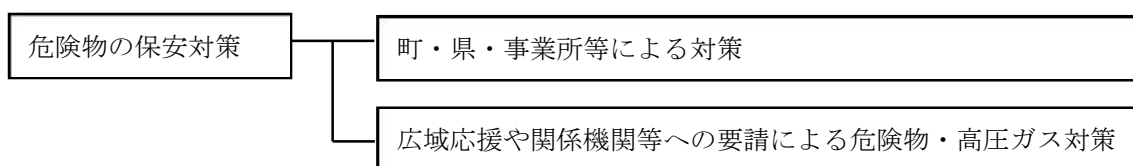
また、消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

その他の項目は、一般災害対策編 第3章第2節第4「消防活動」に準ずる。

第5 危険物の保安対策

津波や津波をもたらす地震等により、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防本部を中心に、町民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



1 町・県・事業所等による対策

(1) 町の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、津波を伴う地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、町が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できる

第3章 災害応急対策

第2節 初動期の応急対策

よう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係町民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

(2) 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに町に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。

また、県は、津波をもたらす地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

(3) 事業所等の対策

事業所の管理者等は、津波をもたらす地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。

万一、災害が発生したときは、直ちに、町及び県に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6 水防・土砂災害等の防止対策

地震・津波災害においても、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町・県は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

1 地震時の河川災害の防止対策

(1) 地震時の水防体制の確立

各河川管理者等は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を『鹿児島県水防計画書』等に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川等施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

(2) 地震による河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者は、『鹿児島県水防計画書』に定めた方法に準じて、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については、地震時の初動体制により、町のため池管理者が点検を行い被害状況等の把握に努める。

第3章 災害応急対策

第2節 初動期の応急対策

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

(3) 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

ア 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

イ ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 地震時の土砂災害の防止対策

一般災害対策編 第3章第2節第4「水防・土砂災害等の防止対策」に準ずる。

第7 避難の指示、誘導

津波や津波をもたらす地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

一般災害対策編 第3章第2節第6「1 要避難状況の早期把握・判断」に準ずる。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

県が想定している地震の中には、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の町民自身による避難活動が開始されることを前提に、町・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、町民の避難活動を補完する。

2 避難の指示の実施

(1) 避難指示等の発令

町は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、町民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。また、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くとも長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知し

第3章 災害応急対策

第2節 初動期の応急対策

た場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等が発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達する。

(2) 町の実施する避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (3) 町の実施する避難措置」に準ずる。

(3) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (4) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置」に準ずる。

(4) 県の実施する避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (5) 県の実施する避難措置」に準ずる。

(5) 病院・社会福祉施設等における避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (6) 病院・社会福祉施設等における避難措置」に準ずる。

(6) 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (7) 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置」に準ずる。

(7) 学校・教育施設等における避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (8) 学校・教育施設等における避難措置」に準ずる。

(8) 車両等の乗客の避難措置

一般災害対策編 第3章第2節第6「2 (9) 車両等の乗客の避難措置」に準ずる。

3 避難指示の伝達

一般災害対策編 第3章第2節第6「3 避難指示の伝達」に準ずる。

4 避難の誘導等

一般災害対策編 第3章第2節第6「4 避難の誘導等」に準ずる。

5 広域避難

一般災害対策編 第3章 第2節 第6 5「広域避難」に準ずる。

第8 救助・救急

地震・津波災害時には、建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請する。

その他の項目は、一般災害対策編第3章第2節第7「救助・救急」に準ずる。

第9 交通確保・規制

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

その他の項目は、一般災害対策編 第3章第2節第8「交通確保・規制」に準ずる。

第10 緊急輸送

一般災害対策編 第3章第2節第9「緊急輸送」に準ずる。

第11 緊急医療

一般災害対策編 第3章第2節第10「緊急医療」に準ずる。

第12 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編 第3章第2節第11「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

第3節 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本節では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1 避難所の運営

一般災害対策編 第3章第3節第1「避難所の運営」に準ずる。

第2 食料の供給

一般災害対策編 第3章第3節第2「食料の供給」に準ずる。

第3 応急給水

一般災害対策編 第3章第3節第3「応急給水」に準ずる。

第4 生活必需品の供与

一般災害対策編 第3章第3節第4「生活必需品の供与」に準ずる。

第5 医療

一般災害対策編 第3章第3節第5「医療」に準ずる。

第6 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

一般災害対策編 第3章第3節第6「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

第7 動物保護対策

一般災害対策編 第3章第3節第7「動物保護対策」に準ずる。

第8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3章第3節第8「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第9 行方不明者の捜索、遺体の処理等

一般災害対策編 第3章第3節第9「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第10 住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住居の流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

1 住宅の確保・修理

一般災害対策編 第3章第3節第10「1 住宅の確保・修理」に準ずる。

2 被災建築物の応急危険度判定の実施

町は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、地震活動等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、速やかに鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施し、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、国（国土交通省等）及び県は、建築技術者等の派遣や関係機関との調整等により、積極的に町の活動を支援することとされている。

3 被災宅地危険度判定の実施

一般災害対策編 第3章第3節第10「2 被災宅地危険度判定の実施」に準ずる。

第11 文教対策

一般災害対策編 第3章第3節第11「文教対策」に準ずる。

第12 義援金・義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3章第3節第12「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

第13 農林水産業災害の応急対策

地震・津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

1 農産物対策

一般災害対策編 第3章第3節第13「1 農産物対策」に準ずる。

2 林水産物等対策

(1) 応急措置、事後措置の指導

町及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたる。

(2) 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

ア 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	塩害、水害
(2) 造林木	塩害、水害
(3) たけのこ専用林	塩害、水害
(4) しいたけ	塩害、水害

イ 水産物

町及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

(ア) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(イ) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

3 畜産関係対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防や飼料の確保等の措置をとる。

第4節 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本節では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1 電力施設の応急復旧

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、九州電力株式会社及び九州電力送配電事業所が行う災害対策に協力する。

第2 ガス施設の応急復旧

地震・津波災害時には、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から町民を保護する。

第3 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3章第4節第3「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第4 下水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3章第4節第4「下水道施設の応急対策」に準ずる。

第5 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3章第4節第5「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

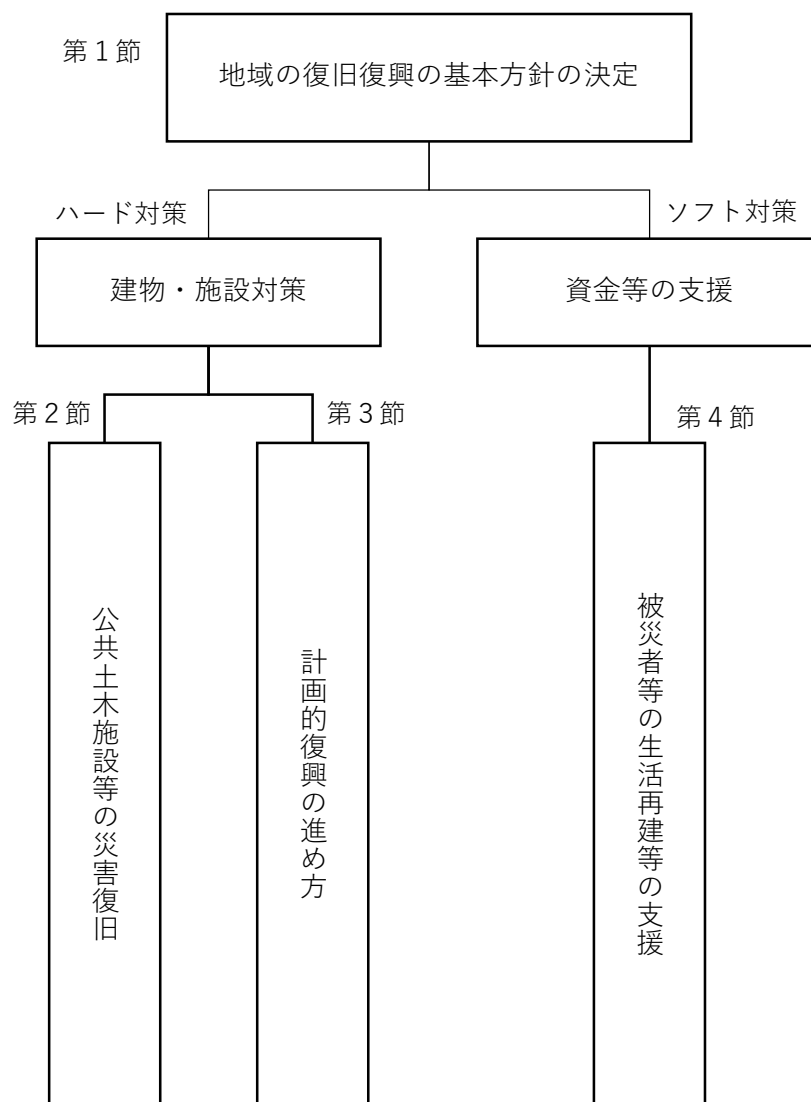
第6 道路・河川等の公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3章第4節第6「道路・河川等の公共施設の応急対策」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興

地震・津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

■災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

町及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 公共土木施設等の災害復旧

一般災害対策編 第5章第1節「公共土木施設等の災害復旧」に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

一般災害対策編 第5章第2節「被災者の災害復旧・復興支援」に準ずる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本町は法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されるとともに、法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された区域である。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本町区域内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編第1章第2節「防災関係機関の業務の大綱」に準ずる。

第4 南海トラフ地震の想定

1 想定地震及び津波の概要

本編 第1章第5節第1 「地震・津波の想定」に準ずる。

2 被害の想定

本編 第1章第5節第2 「被害の想定」に準ずる。

3 時間差発生 of 想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、町及び県は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1 活動体制の確立

町は、南海トラフ地震が発生時は、一般災害対策編第3章第1節第1「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2 情報伝達体制の確立

南海トラフ地震発生時は、一般災害対策編第3章第1節第2「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 県に対して被災者の応急救護等に必要な物資等の調達・供給を要請する。

2 人員の配備

人員の配備については、本編第3章第1節第1「応急活動体制の確立」に定める。
また、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町は必要に応じて、応援協定に従い応援を要請する。
- 2 自衛隊への災害派遣の要請については、一般災害対策編第3章第1節第5「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、一般災害対策編第3章第1節第11「7 帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

1 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

なお、大津波警報・津波警報等発表の場合は、想定される津波到達時間に余裕がないため、直ちに作業を中断し、周辺の住民等に避難を促すなど、率先避難に努めるものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、以下のとおり各種整備等を行うものとする。

(1) 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。

また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。

この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておくものとする。

(4) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努める。

(5) 防災行政無線等の整備等の方針

町は、避難情報等を伝達している防災行政無線等の維持・更新を行う。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、本編第3章第2節「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3 避難対策等

町は避難対策について、一般災害対策編第2章第2節第5「避難体制の整備」に定めるところにより、町が開設する避難所については、一般災害対策編第3章第3節第1「避難所の運営」に定めるところによる。

また、町は、町民が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を県と連携しながら取り組む。

第4 消防機関等の活動

- 1 町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、以下の事項を重点としてその対策を定める。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、以下のような措置をとる。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、町が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- 3 消防機関等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合、以下のような措置を講じるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び関係機関への連絡通知
 - (2) 津波警報等が発表されていない場合、水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとる。

その他、地震発生時の応急対策については、一般災害対策編 第3章第4節第3 「上水道施設の応急対策」に定めるところによる。

2 電気

- (1) 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、一般災害対策編 第3章第4節第1「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) ガス事業者が行う措置は、第3章第4節第2「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
- (2) 指定公共機関NTT西日本株式会社鹿児島支店が行う措置は、第3章第4節第5「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、町、県、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- (4) 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6 交通対策

1 道路

町、県、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路等について、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上

- (1) 第十管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- (2) 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- (3) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者は、乗客等々の避難に必要な緊急連絡体制の整備等の努めるものとする。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね以下のとおりとする。

(1) 共通事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報入手手段の整備

(2) 個別事項

- ア 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置
 - イ 学校にあつては、保護を必要とする生徒等の安全確保のために必要な措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその代替施設の管理者は、第7の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

地震・津波発生時は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

大隅肝属地区消防組合は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保を図るものとする。

2 自衛隊及び緊急消防援助隊等の受援態勢の整備

町は、災害時受援計画による自衛隊及び緊急消防援助隊等の受援態勢の整備に努める。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進に努める。

4 消防団の充実

町は、消防団に対し、入団促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5節 時間差発生等に備えた対応

第1 基本的方針

1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】』（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

- (1) 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- (2) 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、本節に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、町及び県は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努める。

2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から下表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

町及び県は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施する。

■気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生等に備えた対応

情報名	情報発表条件
南海トラフ 地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

ア 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

町及び県は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施する。

イ 後発地震に対して警戒する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとる。

ウ 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、おおむね以下のとおりとする。

(ア) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

(イ) 町民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

(ウ) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(エ) その他必要な措置

エ 避難の対象地域の検討

(ア) 事前避難対象地域とは

町は、ウの(ア)に定める住民等の避難について検討し、その対象地域である、事前避難対象区域について検討を行った。事前避難対象区域は、『南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン』内閣府(防災担当)(令和7年8月改訂)において、地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。と示されており、町が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域である住民事前避難対象地域と町が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域である高齢者等事前避難対象地域に分けられる。

(イ) 想定される災害

想定される災害は、鹿児島県が公表している津波浸水想定区域を対象とした。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生等に備えた対応

(ウ) 検討区域の整理

事前避難対象区域の検討にあたり、検討区域の整理を行った。
検討区域は、沿岸部の津波浸水想定区域のある以下に示す区域とする。

■事前避難対象地域

根占地区、大川地区、片野坂地区、佐多伊座敷地区、島泊地区、尾波瀬地区、
田尻地区、大泊地区、外之浦地区、間泊地区、竹之浦地区、浜尻地区、辺塚地区

(エ) 事前避難対象区域の検討

a 避難検討対象区域

避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本とする。
なお、南大隅町は、南海トラフ特措法において、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等の市町村として指定されている、特別強化地域に指定されており、避難検討対象区域としての条件を満たしている。

b 避難対象者の特性に応じた検討

避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」と「要配慮者」を分けて検討を行う。ここで、『津波避難ビル等に係るガイドライン』（平成17年6月）より、健常者の移動速度を1.0 (m/s)、要配慮者の移動速度を0.5 (m/s) とする。

c 事前避難対象区域の検討

津波到達時間は、本町で想定される最大クラスの地震で発生する津波を対象とし、本編第1章第5節第1 「3 想定地震等の考え方」い示す表より、津波到達時間が最も早い種子島東方沖地震の27分を南大隅町における事前避難対象区域の津波到達時間とした。各避難所からの避難可能距離は以下に示す通りである。

■要配慮者（高齢者等事前避難対象地域）

A 津波到達時間 (分)	B 歩行速度 (m / s)	C 避難可能距離 A × B (m)
27	0.5	810

■健常者（住民事前避難対象地域）

A 津波到達時間 (分)	B 歩行速度 (m / s)	C 避難可能距離 A × B (m)
27	1.0	1,620

避難可能距離を各避難場所からの避難可能範囲とし、避難可能範囲外かつ、津波浸水想定区域内に住居がある場合、事前避難対象区域となる。検討の結果、本町において、事前避難対象区域はないという結果となった。

しかし、浸水想定区域外において津波のおそれはあるため、注意が必要である。

≪資料編 2-19 事前避難対象区域検討結果≫

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生等に備えた対応

オ 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した町は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、以下のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行う。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、町が避難所の確保を行う。

(ア) 住民事前避難対象地域については避難指示

(イ) 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

カ 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、町及び県は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとる。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

ア 後発地震に対して注意する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとる。

イ 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、おおむね以下のとおり。

(ア) 町民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

(イ) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(ウ) その他必要な措置

ウ 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(3) 町民等への周知等

町及び県は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、以下の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び町民等に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、町民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2 平時における対策

1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町及び県は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、町民や関係機関等に伝達する体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報の周知

町及び県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、町民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から町民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

3 事前避難対象地域等の周知

町及び県は、平時から、地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域内の町民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や関係機関への情報の伝達、連絡調整のため、総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

2 広報

(1) 内容及び手段

町は、メール、町ホームページ、公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の多様な手段により、町民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

(2) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、津波警報等が発表され、町民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部若しくは災害警戒本部の設置

町は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害対策本部若しくは災害対策本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置

町に津波注意報若しくは津波注意報が発表されていない場合、町は状況により判断し災害警戒本部を設置する。

(3) 職員の配備基準

職員の配備は、一般災害対策編 第3章第1節第1「1 町の応急活動体制の確立」に準じて実施する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

(1) 国からの指示の伝達

町は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報システム等の手段により、速やかに関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

(2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

町は、以下のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

ア 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況等について、本部長に報告するとともに、その情報を危機管理防災対策部に共有する。

イ 町及び関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る関係機関が実施した災害応急対策の実施状況等について、情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、各対策部は、町民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に災害対策本部に共有する。

(3) 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、一般災害対策編 第3章第2節第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、町ホームページ、公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の多様な手段により、町民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、町民等に対して、今後の町や関係機関等が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、町ホームページ、公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や関係機関等が実施した災害応急対策で町民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

町民が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(4) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、町民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震警戒対応の期間等

(1) 巨大地震警戒対応の期間

町及び県の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

(2) 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

(1)の巨大地震警戒対応の期間経過後、町及び県は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、本節第5「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）」に定めるものと同様とする。

5 避難対策等

(1) 町におけるの避難の実施措置

ア 町は、事前避難対象地域について、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

イ 避難所を開設する際に必要な状況把握に努め連絡調整を実施し、避難所の運営を行う。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。

ウ 避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

(2) 警備対策

錦江警察署は犯罪及び混乱の防止等に関して、以下の事項を重点として、必要な措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、町は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保する。

イ 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生等に備えた対応

このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

ウ ガス

(ア) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保する。

(イ) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

(ア) 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

(イ) 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

オ 放送

(ア) 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

(4) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(5) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者にとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努めるものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5節 時間差発生等に備えた対応

(イ) 町及び県は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

(ウ) 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

イ 海上

(ア) 十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

(イ) 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

7 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する社会体育施設、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、以下の事項を考慮する。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

<留意事項>

a 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

(イ) 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

(イ) 社会福祉施設にあつては、以下の事項

a 入所者等に対する保護の方法

b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ウ) 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生等に備えた対応

- (エ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、以下の事項
- a 児童生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 道路、河川その他の公共施設
- ア 道路
- 町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。
- なお、計画を定めるにあつては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設
- 町は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。
- なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定める。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとる。
- なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむをえない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

- (1) 町が実施する対策
- 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。
- (2) 町以外の期間
- 町以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、本節第4「6 関係機関等とのべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあつせん並びに町が実施する活動との連携等の措置をとる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

1 災害警戒本部等の設置

- (1) 町は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害警戒本部若しくは情報連絡体制を設置する。
- (2) 津波注意報等が発表されていない場合は、状況により判断し情報連絡体制を設置する。
- (3) 大津波警報・津波警報等が発表された場合の町の体制については、人員の配備については、本編第3章第1節第1「応急活動体制の確立」に準じて実施する。

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本編 第3章第2節第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は、町ホームページ、公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の多様な手段により、町民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

町民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(3) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、町内に被害が発生し、町民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける町及び県の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける町及び県の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

5 その他

町は、町が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、南海トラフ地震による災害から、町民の生命、身体及び財産を確保するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が策定する「鹿児島県地震防災緊急事業五箇年計画」及び「南大隅町国土強靱化地域計画」及び関係計画等に基づき事業を推進する。

第7節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

町は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

なお、その防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

第2 総合防災訓練への参加

町は、防災関係機関及び地域住民とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加する。

また、県をはじめとする防災関係機関と連携して以下の訓練等を地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第3 県の助言

町は、以下の点に留意して自主防災組織の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言の支援を受ける。

- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

震災時に災害応急対策業務に従事する町職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、以下の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに、町が行う地域住民等に対する教育に関し、県と意見交換を行う。

防災教育は、以下のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談等の対応

町及び消防署は、地震・津波対策の実施上の相談を受けた場合に適切に対応し必要な助言等をするため、関係職員の教育及び人材育成等に努める。